

企業行動憲章

基本精神

私たち東京商品取引所グループは、商品先物取引を行うために必要な市場の開設及び運営等を通じて経済・社会に貢献していくという公共的な使命及び責任を十分に認識するとともに、あらゆる法令やルールを厳格に遵守します。

1. 法令、諸規則その他の規範の遵守

(1) 関係法令の遵守

商品先物取引法及び会社法その他関連する法令・規則について正しく理解し、遵守することを徹底します。

(2) 社会規範や適切な慣行の遵守

社会倫理や社会規範及び最善の慣行にしたがって、公正・透明な事業活動を遂行します。

2. 適切な情報管理及び秘密情報管理の徹底

(1) 個人情報の管理徹底

職務上知り得た個人情報等の第三者に係る情報については、その保護を徹底し、本来の目的の範囲を超えた利用や外部に漏洩することは一切行いません。

(2) 秘密情報の管理徹底

職務上知り得た当社及び第三者の秘密に係る情報については、社内外を問わず、漏洩等の不適正な行為が行われることのないよう情報管理を徹底します。

3. 役員及び社員による商品先物取引の禁止等

当グループの社会的位置づけに鑑み、役員及び社員(名称の如何を問わずこれらに準ずる者を含む。以下同じ。)の行為が内外に疑惑をもたらすことにより社会的信用が失墜することを防止するため、当グループの取引参加者等の株式及び社債の売買を行う際には疑念をもたれないように努め、また、役員及び社員は、取引参加者の業務に従事する社外取締役が取引参加者の業務として行う場合を除き、商品先物取引を行いません。

4. 株主等への適時・適切な情報開示

株主をはじめとするステークホルダーに対し、必要な経営情報を適時・適切に開示することにより、企業としての説明責任を果たします。

5. ステークホルダーとの適切な関係

(1) 公正かつ適正な取引

独占禁止法やその他企業活動に関連する法令及び規則を遵守し、優位的地位を利用した不公正又は不当な手段による利益追求を排除するとともに、取引先との間で公正かつ適正な関係を構築します。

(2) 公私の峻別及び便宜供与等の禁止

公私のけじめをわきまえ、取引参加者等のステークホルダーとの取引に関しては、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする贈答や接待等の供与及び享受はもちろん、社会的儀礼の範囲を超えた会食・贈答等は一切行いません。

(3) 政治、行政等との健全な関係

政治、行政組織及びそれらの関連団体との間で適切な関係を維持します。

(4) 人権尊重及び差別禁止

不当な差別やハラスメント(いやがらせ)のない明るく働きがいのある職場環境確保に努めます。

6. 反社会的勢力との関係の遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織を挙げて断固たる行動をとるものとし、このような勢力との一切の関係を遮断します。

7. 信頼できる市場の確立

(1) 取引・清算システムの安定稼働が最優先課題であることを認識し、安定稼働の維持に向けた諸施策を講じることとします。

(2) 大規模なシステム障害、広域災害、テロ等のリスクの発生を想定し、緊急時の取引・清算業務継続のための態勢を整備し、継続的に見直しを行い、これを運用していきます。

8. 利便性の高い市場構築・運営等

商品市場が国民経済の重要なインフラであることに鑑み、取引参加者はもちろんすべての市場参加者及び清算参加者にとって利便性の高い市場の構築及び運営並びに清算業務の遂行を目指します。

9. 自主規制機能の向上

商品先物取引を公正にし、並びに公益及び委託者を保護するため、株式会社東京商品取引所に自主規制委員会を設置し、適切に自主規制業務を行います。